

第3期 有田市障害福祉計画

平成24年度～平成26年度



平成24年 3月

和歌山県 有田市

はじめに

有田市では、平成19年3月に障害者基本法に基づき、障害保健福祉施策全般を定めた「有田市障害者基本計画」を策定するとともに、この基本計画と整合性をもつ計画としてこれまで障害福祉サービスの内容等を盛り込んだ、第1・2期の「障害福祉計画」を策定し、障害者福祉施策の推進に取り組んで参りました。

この度、本市の「障害者基本計画」については、計画期間の最終期を迎えますが、昨今の障害福祉にかかる制度はめまぐるしく変化しており、こういった状況に対応する計画として、これまでの計画の進捗状況等の分析や評価、さらには課題等を踏まえ、「第3期有田市障害福祉計画」を策定いたしました。

本市では今後も引き続き、障害のある人もない人も地域社会で安心して暮らせる環境づくりをめざすノーマライゼーションを基本理念とし、「ともに支えあい、健康で安心して暮らせる福祉のまち」を実現するため、本計画に基づき障害福祉サービスを提供していくとともに障害者福祉施策の推進に向けて取り組んで参ります。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力をいただきました委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言を賜りました関係者の方々に心から厚くお礼申し上げます。

平成24年3月

有田市長 望月 良男

目 次

第1章	第3期障害福祉計画策定について	1
第1節	計画策定の概要	1
第2節	計画の期間	1
第3節	計画の性格・位置づけ	1
第4節	障害者自立支援法等の改正について	2
第2章	計画の基本方針	5
第1節	計画の基本的な考え方	5
第2節	計画の数値目標	5
第3章	障害のある人の状況	7
第1節	身体障害のある人の状況	7
第2節	知的障害のある人の状況	8
第3節	精神障害のある人の状況	8
第4章	第2期計画の数値目標と実績	9
第1節	入所施設の入所者の地域生活への移行	9
第2節	入院中の精神障害者の地域生活への移行	9
第3節	福祉施設からの一般就労への移行	10
第5章	第2期計画の障害福祉サービスの実績値の状況	11
第1節	自立支援給付の実績	11
1	訪問系サービスの実績値の状況	11
2	日中活動系サービスの実績値の状況	11
3	居住系サービスの実績値の状況	13
4	指定相談支援の実績値の状況	13
第2節	地域生活支援事業の実績	13
1	必須事業	13
2	任意事業	14
第6章	平成26年度に向けた数値目標	16
第1節	入所施設の入所者の地域生活への移行	16
第2節	入院中の退院可能精神障害者の地域生活への移行	16
第3節	福祉施設からの一般就労への移行	17

第7章	第3期計画の障害福祉サービスの見込み	18
第1節	自立支援給付の見込み量	18
1	訪問系サービス	18
2	日中活動系サービス	18
3	居住系サービス	19
4	相談支援	20
第2節	地域生活支援事業の見込み量	21
1	必須事業	21
2	任意事業	23
第8章	サービス利用体制の充実	26
第1節	制度・サービスに関する情報提供の充実	26
第2節	障害者等に対する虐待の防止	26
第3節	事業者の参入促進	26
第4節	人材の育成と資質の向上	26
第5節	地域資源の有効活用	26
第9章	地域における生活支援の充実	27
第1節	障害や障害者に対する理解の促進	27
第2節	制度及びサービス内容の周知と普及	27
第3節	利用者の意思を尊重した適切なサービスの提供	27
第4節	就労に向けた支援の充実	28
第10章	障害福祉計画の推進体制	29
第1節	総合的な取り組みの推進	29
第2節	地域における各種関係団体、民間企業等の連携	29
第3節	圏域での取り組み	29
第4節	国・県との連携	29
第5節	計画の管理	29

第1章 第3期障害福祉計画策定について

第1節 計画策定の概要

本市では、平成19年3月に「有田市障害者基本計画(平成19～28年度)」の策定と併せて、障害のある方が地域で自立した生活を営むことができるよう、障害者自立支援法の規程に基づく、障害福祉サービス、地域生活支援事業及び相談支援等、サービスごとの必要量等を見込んだ、「第1期有田市障害福祉計画(平成18～20年度)」を策定し、障害のある方に対するサービス提供の充実に取り組んできました。

「第1期有田市障害福祉計画」に続く、「第2期有田市障害福祉計画(平成21～23年度)」では、第1期障害福祉計画の実績を踏まえ、目標値やサービス見込量の進捗状況等の分析・評価を行うとともに、障害のある方のニーズや地域資源などの現状に即した取り組みや課題を整理・検証し、サービス提供基盤の着実な推進を図るために取り組んできました。

今回、「第3期有田市障害福祉計画」の策定にあたっては、障害者自立支援法や国の基本指針に基づき、「第2期有田市障害福祉計画」の実績や今後の障害者の方のニーズなどを踏まえ、サービス量の算定、平成23年10月からの同行援護や平成24年4月からの計画相談支援等、新たなサービスを含めて、各年度の数値目標を設定しました。

第2節 計画の期間

「第3期有田市障害福祉計画」の計画期間は、国が示す基本指針に基づき、平成24年度から平成26年度までの3か年とします。

ただし、国は、平成25年8月までに現行の「障害者自立支援法」を廃止して、「障害者総合福祉法(仮称)」の制定をめざしており、この制度改正が行われれば、それに基づき、本計画期間中であってもこの計画を見直す可能性があります。

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
第1期 障害福祉計画			第2期 障害福祉計画			第3期 障害福祉計画		

第3節 計画の性格・位置づけ

この計画は、障害者自立支援法第88条第1項に基づく、市町村障害福祉計画であり障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する本市の計画であります。また、本市における障害者施策の基本方針である「有田市障害者基本計画(平成19～28年度)」との整合性を持つ計画として位置づけられています。

第4節 障害者自立支援法等の改正について

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号。以下「整備法」という。)」が平成22年12月10日に交付されました。

この整備法による障害者自立支援法等の主な改正内容は以下のとおりであります。

(1)利用者負担の見直しについて(平成24年4月1日施行)

- ① 利用者負担については、これまでの累次の対策において、その軽減が図られ、平成22年4月からは低所得(市町村民税非課税)の障害者等につき、福祉サービス及び補装具に係る利用者負担が無料となったところであり、実質的に負担能力に応じた負担となるところであります。今回の整備法において、負担能力に応じた利用者負担とすることを法律上も明確化したところあります。
- ② これまでも世帯における負担の軽減等を図る観点から、同一の世帯に障害福祉サービスを利用する障害者等が複数いる場合や、障害福祉サービスと介護保険法に基づく居宅サービス等を併用する障害者等がいる場合などにおいて、利用者負担の合計額が一定の額を超える場合には、高額障害福祉サービス費等を支給しているところあります。更なる負担軽減を図る観点から、今回成立した整備法において、高額障害福祉サービス費等の支給対象に補装具に係る利用者負担を加え、高額障害福祉サービス費等給付費、高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費を支給することとされました。

(2)障害者の範囲の見直しについて(平成22年12月10日施行)

発達障害者については、従来から精神障害に含まれるものとして障害者自立支援法に基づく給付の対象となっていたところあります。今回成立した整備法によって、発達障害者が同法の障害者の範囲に含まれることが法律上に明記されました。

また、これに関して、障害者手帳の所持は、身体障害者を除き、障害者自立支援法に基づく給付の要件とされていないため、発達障害者は、障害者手帳を所持しているか否かにかかわらず同法に基づく給付の対象となりました。

※発達障害者の定義

広汎性発達障害(自閉症、アスペルガー症候群等)、学習障害、注意欠陥・多動性障害等の通常低年齢で発現する脳機能の障害(発達障害者支援法第2条参照)

ICD-10(疾病及び関連保健問題の国際統計分類)におけるF80-F98に含まれる障害(平成17年4月1日付け文部科学事務次官、厚生労働事務次官連名通知)

なお、高次脳機能障害者は、器質性精神障害として精神障害に含まれていること、またこれにより高次脳機能障害者は、障害者手帳を所持しているか否かにかかわらず障害者自立支援法に基づく給付の対象となり得ることとしています。

(3)相談支援の充実等について

① 相談支援の充実

ア 「自立支援協議会」を法律上位置付け(平成24年4月1日施行)

障害者の地域における自立した生活を支援していくためには、関係機関や関係団体、障害福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地

域の支援体制の整備について協議を行うことが重要であります。

このため、これを担う自立支援協議会について、設置促進や運営の活性化のために法律上位置付けることとされました。

自立支援協議会を設置している市町村は、障害福祉計画を定め、または変更しようとする場合は、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないこととされています。

イ 地域移行支援・地域定着支援の個別給付化(平成24年4月1日施行)

地域移行支援や地域定着支援について、これまで補助事業として実施してきた内容を個別給付化し、地域移行の取組みを強化することとしています。

地域移行支援は、障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている障害者に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行うものであります。

また、地域定着支援は、居宅で一人暮らししている障害者等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行うものであります。

ウ 支給決定プロセスの見直し(平成24年4月1日施行)

支給決定プロセスについて、介護給付費等の支給決定を行う前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定の参考とするよう見直すとともに、現在、重度障害者等に限定されているサービス等利用計画作成の対象者を大幅に拡大することとしています。

サービス等利用計画の作成を担う「指定特定相談支援事業者」は市町村が指定することとしています。

また、障害児についても、新たに、児童福祉法に基づき、市町村が指定する「指定障害児相談支援事業者」が、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画(障害者のサービス等利用計画に相当)を作成することとしています。

※ 障害児については、居宅サービスの利用に係るものは障害者自立支援法に基づく「指定特定相談支援事業者」において、通所サービスの利用に係るものは児童福祉法に基づく「指定障害児相談支援事業者」において、作成することとなりますが、これらの事業者の指定基準を同様とすること等により、同一事業者が一体的に計画をするようにしています。

※ 障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児支援利用計画の作成対象外となっています。

② 成年後見制度利用支援事業の必須事業化について(平成24年4月1日施行予定)

成年後見制度利用支援事業について、市町村における制度の実施の促進を図るため、市町村の地域生活支援事業の必須事業とすることとしています。

対象者は、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用である認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものとしています。

(4) 障害児支援の強化(平成24年4月1日施行)

障害児支援については、これまで障害種別ごとに支援が実施されてきたところですが、身近な地域で支援を受けられるようにするため、現行の知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設等について、入所

により支援を行う施設を障害児入所施設等に、通所による支援を行う施設を児童発達支援センター等にそれぞれ一元化することとしました。

① 通所による支援の見直し

通所による支援については、障害児にとって身近な地域で支援を受けられるようにするため、障害児通所支援に再編することとしています。その際、現在、肢体不自由児通園施設において、肢体不自由についての治療を行っていることを踏まえ、児童発達支援センター等に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う「児童発達支援」と、医療型児童発達支援センターまたは指定医療機関に通わせ、児童発達支援及び治療を行う「医療型児童発達支援」に分けることとしていますが、再編後も、障害特性に応じた適切な支援が確保されなければならないものとされています。

その他、放課後や夏休み等における居場所の確保を図る観点から、就学している障害児に対して、単なる居場所としてだけでなく、必要な訓練や指導などの療育を行うものとして、「放課後等デイサービス」を実施することとしています。これに伴い、現在、障害者自立支援法に位置付けられている児童デイサービスは、改正後は、児童福祉法に基づく児童発達支援または放課後等デイサービスとして実施されることとしています。

② 入所による支援の見直し

入所による支援についても、障害の重複化等を踏まえ、複数の障害に対応できるよう再編することとしています。その際、通所による支援と同様、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う「障害児入所支援(福祉型)」と、これらの支援とともに、知的障害、肢体不自由または重症心身障害についての治療を行う「障害児入所支援(医療型)」に分けることとしていますが、再編後も、知的障害、盲ろうあ、肢体不自由、重症心身障害者といったそれぞれの障害の特性に応じた適切な支援が確保されなければならないものとされています。

③ 在園期間の延長措置の見直し

今回の改正により、これまで児童福祉法による支援を行っていた18歳以上の障害児施設入所者については、子どもから大人にわたる支援の継続性を確保しつつ、より適切な支援が行われるようにする観点から、障害者自立支援法で対応するよう見直しを行うこととしています。

(5) グループホーム・ケアホームの利用の際の助成について(平成23年10月1日施行)

障害者の地域生活への移行を促進するためには、障害者が安心して暮らせる「住まいの場」を確保する必要があります。

このことを踏まえ、今回成立した整備法において、グループホーム・ケアホームを利用している障害者に対して居住に要する費用の助成を行うこととしたところであります。

(6) 重度視覚障害者(児)に対する移動支援の個別給付化(同行援護の創設)について
(平成23年10月1日施行)

重度視覚障害者(児)の移動支援については、今回成立した整備法において、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行う同行援護が障害福祉サービスに位置付けられ、自立支援給付の対象とされたところであります。

以上が、平成22年12月10日に交付された主な法改正であります。

第2章 計画の基本方針

第1節 計画の基本的な考え方

平成23年3月に策定された「第4次有田市長期総合計画」の分野別目標とした「ともに支え合い、健康で安心して暮らせる福祉のまち」を実現するため、障害者福祉施策として、身体的、精神的、社会的に最も適した生活水準の達成を可能とすることによって、各人が自らの人生を変革していくための手段の提供を目指していく「リハビリテーション」と、障害のある人もない人も地域社会で安心して暮らせる環境づくりをめざす「ノーマライゼーション」は、障害者福祉の基本理念であり、これまで取り組んできました。

第3期障害福祉計画においても、これまでの方針を継承するとともに、障害者やその家族・介護者への負担・高齢化の問題などについて、障害者への支援はもとより、その家族・介護者などに対する支援策を講じていくこと、施設に入所されている障害者が地域に移行できるよう支援していくこと、また、発達障害を含む障害児の早期発見と支援を行うため、関係機関と連携して早期療育を推進することなどが重要な課題であり、誰もが住み慣れたまちで安心して暮らせる福祉のまちづくりに向けて積極的に取り組んでいきます。

また、国が示している現基本指針の基本理念・基本的な考え方、本市の基本的な考え方は変更しないが、必要な時点修正等を行うこととします。

第2節 計画の数値目標

数値目標に対する基本的な考え方

○施設入所者の地域生活への移行

平成26年度末における地域生活へ移行する者の数値目標を設定する。当該数値目標の設定に当たっては、平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者から、1割以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

○退院可能精神障害者の減少

社会的入院の解消に向けての客観的な指標としてどのようなものが適切か、国の「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」報告書や「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」(平成22年6月29日閣議決定)、「新たな地域精神保健医療の構築に向けた検討チーム」の検討を踏まえながら、国が示す目標に基づき設定する。

○福祉施設から一般就労への移行

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

○就労支援事業の利用者数

平成26年度末における福祉施設利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

平成26年度末において、就労継続支援事業利用者のうち、3割は就労継続支援(A型)事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

サービス見込量に対する基本的な考え方

○現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行等を勘案して、利用者数及び量の見込を定める。

○旧体系施設が全て新体系に円滑に移行できるようサービス量を見込むものとする。

○各種経過措置の取扱いや、障害者自立支援法の改正により創設されるサービス（相談支援、同行援護）の見込量の考え方については、国のサービス内容の検討状況を踏まえて見込を定める。

第3章 障害のある人の状況

第1節 身体障害のある人の状況

身体障害者手帳の所持者数は、年々増加傾向にあります。

平成23年4月1日現在の等級別では、1級手帳所持者が464人(約27%)と最も多く、1級・2級の重度の手帳所持者が全体の約44%と非常に高い割合になっています。

障害種別では、肢体不自由の方が908人(約53%)で最も多く、次に内部障害が444人(約26%)と多くなっています。ここ数年間で割合が大きく増加している障害種別は、内部障害となっています。

* 身体障害者手帳は、1級から6級まであり、1・2級＝重度、3級・4級＝中度、5級・6級＝軽度となっています。

身体障害者(児)手帳所持者数の推移(等級別)

単位：人

区分	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
1級	419	419	430	455	435	478	464
2級	328	322	324	327	317	313	282
3級	283	286	282	292	293	287	285
4級	333	341	361	386	387	385	397
5級	138	127	126	126	123	113	120
6級	167	154	155	156	155	154	150
計	1,668	1,649	1,678	1,742	1,710	1,730	1,698

各年4月1日現在

身体障害者(児)手帳所持者数の推移(障害別)

単位：人

区分	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語・ そしゃく・ 機能障害	肢体不自由	内部障害	計
1級	55	7	1	174	227	464
2級	39	45	4	186	8	282
3級	6	19	10	175	75	285
4級	8	34	7	214	134	397
5級	10	1	0	109	0	120
6級	11	89	0	50	0	150
計	129	195	22	908	444	1,698

平成23年4月1日現在

第2節 知的障害のある人の状況

療育手帳所持者数は、平成23年4月1日現在227人で、近年、微増傾向となっています。
等級別では、A判定(重度)が106人で、全体の約47%と高い割合となっています。

*療育手帳は、A判定＝重度、B1判定＝中度、B2判定＝軽度となっています。

判定別療育手帳所持者数の推移

単位：人

区分	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
A判定	102	106	103	105	107	108	106
B1判定	50	49	47	54	58	56	58
B2判定	47	52	52	48	53	59	63
計	199	207	202	207	218	223	227

各年4月1日現在

第3節 精神障害のある人の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成23年4月1日現在107人で、やや微増傾向となっています。

等級別では、2級(中度)が63人で、全体の約59%と高い割合となっています。

*精神障害者保健福祉手帳は、1級＝重度、2級＝中度、3級＝軽度となっています。

障害等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

区分	18年	19年	20年	21年	22年	23年
1級	21	26	21	19	16	15
2級	46	41	46	49	54	63
3級	14	15	14	26	31	29
計	81	82	81	94	101	107

各年4月1日現在

通院医療費公費負担承認者数の推移

単位：人

17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
211	219	211	201	212	243	259

各年4月1日現在

第4章 第2期計画までの数値目標と実績

第1期計画及び第2期計画では、地域生活移行や就労支援といった課題に対して、国の基本指針に即して、平成23年度を目標年度として、数値目標を設定しました。

第1節 入所施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、平成23年度末までに、平成17年10月における入所施設の入所者の1割以上が地域生活へ移行することをめざすとともに、平成23年度末時点の施設入所者数を7%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じた目標を設定することとなっています。

第2期計画までの目標値と実績

項目	数値	考え方
施設入所者数	36人	平成17年10月1日の全施設入所者数
目標値 地域生活移行者数	6人 17%	平成23年度末までに施設入所からGH・CH等へ地域移行する者の数 (割合については、地域生活移行者数を全入所者で除した値)
目標値 削減見込	1人 2.8%	平成23年度末段階での削減見込数 (割合については、削減見込数を全入所者で除した値)
実績 施設入所者数	32人	平成23年9月末現在の施設入所者数
実績 地域生活移行者数	5人	平成23年9月末までに施設入所からGH・CH等へ移行した人数

評価と課題

・施設からケアホーム等への地域生活移行者数は目標値を上回っています。

今後、施設や病院から地域生活への移行に向け支援していきますが、在宅の障害者についても介護者の高齢化に伴い、ケアホーム・グループホーム等の需要が高まると予想されます。ただし、市内にはこうした施設がありませんので、関係機関と連携を図りながら支援を行っていかねばなりません。

第2節 入院中の精神障害者の地域生活への移行

第2期計画の目標値と実績

項目	数値	考え方
計画時	16人	第2期計画策定時点の和歌山県調べによる患者調査等から把握された退院可能精神障害者数
目標値	13人	上記のうち、平成23年度末までの減少目標数
実績	1人	

第3節 福祉施設からの一般就労への移行

第2期計画の目標値と実績

項目	数値	考え方
計画時福祉施設利用者数	26人	第2期計画策定時点に福祉施設を利用している人の数
目標値 一般就労移行者数	3人	平成23年度までの間において、福祉施設を退所し、一般就労する人の目標数
実績	1人	平成23年9月末までに福祉施設を退所し、一般就労した人の数

※福祉施設とは、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）の事業を行う施設をいいます。

評価と課題

- ・平成23年度までの一般就労移行者は1人であり、一層の移行促進が必要となっています。
- ・就労支援体制の整備や障害者を受け入れる企業の開拓など、関係機関との連携が重要となっています。

第5章 第2期計画の障害福祉サービスの実績値の状況

第1節 自立支援給付の実績

第1期計画に基づき、「訪問系サービス」「日中活動系サービス」「居住系サービス」の各種障害福祉サービス提供を推進しました。その実績は次のとおりです。

特に訪問系サービスを始めとする障害福祉サービス事業所や相談支援事業所の確保が重要であり、サービス提供事業所との連携など事業所の確保を進めていく必要があります。

1. 訪問系サービスの実績値の状況

単位：時間／月

区 分	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
居 宅 介 護 重度訪問介護 行 動 援 護 重度障害者等包括支援	1,402	1,279	1,641	1,391	1,986	1,282

■サービス内容

サービス種別	サービス内容
居 宅 介 護	ホームヘルパー等が居宅を訪問し、自宅で入浴や排せつ、食事の介護を行います。
重度訪問介護	ホームヘルパー等が居宅を訪問し、重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に対して、自宅で入浴や排せつ、食事の介護や外出時の移動支援を行います。
行 動 援 護	重度の知的障害、または重度の精神障害により行動上著しい困難を有する人に対して、自傷や異食、徘徊等を回避するために必要な援護、外出における移動中の介護を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を有する障害者であり、その介護の必要の程度が著しく高い人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供します。

評価と課題

・訪問系サービスは、施設入所者の地域移行が計画通りに進んでいないことなどから、実績が計画値を下回っています。しかし、今後地域移行の推進からサービスの利用量が増加することが予測されます。

2. 日中活動系サービスの実績値の状況

単位：人日／月（療養介護は人／月）

区 分	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
生 活 介 護	609	420	735	673	865	1,085
自立訓練（機能訓練）	22	0	50	0	77	0
自立訓練（生活訓練）	44	42	66	101	110	68
就労移行支援	140	200	178	269	217	261
就労継続支援（A型）	130	118	170	122	223	178
就労継続支援（B型）	298	222	394	532	490	610
療 養 介 護	0	0	0	0	0	0
児童デイサービス	635	649	655	699	663	849
短 期 入 所	46	16	52	50	59	14

■サービス内容

サービス種別	サービス内容
生活介護	昼間、障害者の支援施設等において、食事や入浴、排せつの介護、生産活動や創作的活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、施設で一定期間身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般就労を希望する障害者に対して、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために生産活動等の必要な訓練を行います。
就労継続支援(A型)	一般企業等での就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援(B型)	一般企業等での就労が困難であり、年齢や体力面で就労が困難な人に対して、就労や生産活動の場を提供し、知識や能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。
療養介護	医療と常時介護が必要な障害者に対して、医療機関での機能訓練、療養上の管理・看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話を行います。
児童デイサービス	障害のある子どもが日常生活における基本的な訓練の指導、集団生活への適応訓練等を行うために施設等に通所して実施します。
短期入所	居宅において介護する人が疾病等の理由により一時的に介護ができない場合に、短期間、夜間も含めて施設に入所し、食事や入浴、排せつの介護を行います。

評価と課題

- ・日中活動系サービスは、旧体系サービスから新体系サービスへの移行もあり、計画値より利用実績が多いサービスが増えてきています。今後も利用者に対し各種サービスの内容や利用に関する情報発信を行っていくことが必要であります。
- ・生活介護についても、計画よりも少なくなっていますが、利用者が増加してきています。
- ・自立訓練(機能訓練)については利用者がありませんが、新体系への移行もあり、自立訓練(生活訓練)の利用者が増加傾向にあります。
- ・就労継続支援については、A型は計画より利用者が少なく横ばいとなっていますが、B型の利用者が多くなっています。就労移行の目標を達成するためにも、就労移行支援等の整備も引き続き関係機関と協議しながら取り組んでいかなければなりません。療養介護については、事業所の新体系サービスへの移行が進まなかったことなどにより利用者は見られませんでした。しかし、障害者自立支援法等の改正により、利用者が増えることが予想されます。
- ・児童デイサービスについては、実績値が計画値を上回っていますが、これについては法改正等により、平成24年4月から障害者自立支援法から児童福祉法に基づくサービス提供となります。
- ・短期入所については、利用希望があっても各事業所の短期入所用の利用可能人数に制限があることから、利用できない状況もあります。今後、そのニーズに対応できるように関係機関と協議を行いながら、事業所の短期入所利用可能枠の拡大と利用可能事業所の確保等が必要となっています。

3. 居住系サービスの実績値の状況

単位：人/月

区 分	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
共同生活援助 共同生活介護	8	10	12	14	17	15
施設入所支援	26	16	32	18	35	32

■サービス内容

サービス種別	サービス内容
共同生活援助	夜間や休日に、共同生活を営む住居で、相談や日常生活の援助を行います。
共同生活介護	夜間や休日に、共同生活を営む住居で、食事や入浴、排せつの介護を行います。
施設入所支援	日中活動の自立訓練や就労移行支援を利用している障害者が自立した日常生活を営むことができるように、夜間における居住の場等を提供します。

評価と課題

- ・居住系サービスについては、地域生活を営む上での生活の場として必要と考えられることから、広域での調整のもと、居住基盤の確保を進める必要があります。
- ・施設入所支援については、計画よりも少ない実績値となっています。

4. 指定相談支援の実績値の状況

単位：人/月

区 分	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
相 談 支 援	10	0	20	0	28	0

評価と課題

- ・指定相談支援については、今後の相談支援体制で充実を図っていかねばなりません。

第 2 節 地域生活支援事業の実績

第2期計画に基づき、本市の地域生活支援事業として行った5つの必須事業とその他の任意事業の実績値は次のとおりです。

1. 必須事業

(1) 相談支援事業の実績値の状況

単位：箇所

区 分	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
相談支援事業						
障害者相談支援事業	2	2	2	2	2	2
地域自立支援協議会	1	1	1	1	1	1

評価と課題

- ・相談支援事業については、「障害者相談支援事業」が2箇所、「地域自立支援協議会」が1箇

所と計画どおりとなっています。

(2) コミュニケーション支援事業の実績値の状況

単位：人

区 分	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
手話通訳者または要約筆記者を派遣	4	2	4	2	7	3

評価と課題

・コミュニケーション支援事業については、今後も障害のある人の社会参加への促進を図るため、サービスの充実が求められます。

(3) 日常生活用具給付事業の実績値の状況

単位：件数

区 分	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
介護訓練支援用具	3	3	4	1	5	1
自立生活支援用具	11	10	13	9	15	15
在宅療養等支援用具	6	5	7	5	8	8
情報・意思疎通支援用具	15	6	20	12	35	15
排泄管理支援用具	460	466	480	461	500	495
住宅改修費	2	5	2	2	2	2

評価と課題

・日常生活用具給付事業については、「排泄管理支援用具」が増加傾向にあります。

(4) 移動支援事業の実績値の状況

単位：箇所・人・時間

区 分	平成 21 年度				平成 22 年度				平成 23 年度			
	計画		実績		計画		実績		計画		実績見込	
個別支援型 (上段人数 下段時間)	箇所	人数	箇所	人数	箇所	人数	箇所	人数	箇所	人数	箇所	人数
		時間		時間		時間		時間		時間		時間
	13	60	8	30	13	65	11	36	13	70	11	38
	1,800		1680		2,400		2033.5		3,000		1984	

評価と課題

・移動支援事業については、今後とも社会参加への促進を図るため、サービスの充実が求められます。

(5) 地域活動支援センター事業の実績値の状況

単位：箇所・人

区 分	平成 21 年度				平成 22 年度				平成 23 年度			
	計画		実績		計画		実績		計画		実績	
地域活動支援センター事業	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数
	1	2	0	0	1	2	0	0	1	5	0	0

2. 任意事業

(1) 更生訓練費・施設入所者就職支度員給付事業の実績値の状況 単位: 人

区 分	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
更生訓練費給付事業	2	2	2	2	3	3
施設入所者就職支度金給付事業	1	0	1	0	1	0

評価と課題

・更生訓練費給付事業は、計画どおりで、施設入所者就職支度金給付事業は、施設入所者の社会復帰を促進するため、今後も周知に努めます。

(2) 日中一時支援事業の実績値の状況 単位: 箇所・人

区 分	平成 21 年度				平成 22 年度				平成 23 年度			
	計画		実績		計画		実績		計画		実績見込	
日中一時支援事業	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数
	10	22	9	17	11	23	11	25	12	29	11	29

評価と課題

・日中一時支援事業については、増加傾向にあります。今後ともニーズに応えるため、サービス量の確保が求められます。

(3) 社会参加促進事業の実績値の状況

区 分	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
身体障害者自動車操作訓練事業	1	0	1	1	1	0
身体障害者自動車改造助成事業	1	1	1	0	1	2

第6章 平成26年度末に向けた数値目標

国の「基本指針」に基づき、平成26年度に向けた本市における障害福祉サービスの目標を次のように定めます。

第1節 入所施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行については、国の「基本指針」において

○平成17年10月現在の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行する

○今後の新たな施設入所者数も勘案し、平成26年度末の施設入所者数を現時点(平成23年9月末現在32人)の施設入所者数から10%以上削減することを基本に、地域の実情に応じて目標設定することが示されています。

本市においても、これを前提に施設入所者の地域生活への移行を重要な課題と位置づけ取り組んでいくものとします。

第2期計画の目標値

項目	数値	考え方
施設入所者数	36人	平成17年10月1日の全施設入所者数
目標値 地域生活移行者数	6人	平成26年度末までに施設入所からGH・CH等へ地域移行する者の数
	16.7%	(割合については、地域生活移行者数を全入所者で除した値)
目標値 削減見込	3人	平成26年度末段階での削減見込数
	8.3%	(割合については、削減見込数を全入所者で除した値)

目標を達成するための方策

- ・グループホーム等の整備を図るため、関係機関で協議を図りながら、事業所への啓発促進を図って行きます。
- ・施設に入所している障害者が、自立訓練事業等を利用し、グループホームやケアホームに移行できるよう支援します。
- ・グループホーム等の必要性、また障害者の地域移行に対する理解を深めてもらうため啓発活動を行います。

第2節 入院中の退院可能精神障害者の地域生活への移行

第2期計画では、有田市における退院可能精神障害者を16人と想定し、このうち平成23年度末までに退院し地域生活へ移行する人数を13人と見込み、この地域生活への移行を支援・促進してきました。

しかし、市では、入院中の精神障害者について十分な情報を把握することが困難であることから、第3期計画においては、県において明確な目標値を設定することとなっています。

市としましては、県の数値目標を踏まえながら、地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)を活用し、地域生活への移行を進めていきます。

県が示す目標を達成するための方策

- ・有田圏域地域自立支援協議会の専門部会「精神障害者地域移行支援部会」において、協議及び連携を図りながら、圏域で地域移行を促進していきます。
- ・グループホームやケアホーム、日中活動系サービス、ホームヘルプサービスなど、退院後の生活を支える受け入れ体制・支援を図って行きます。

第3節 福祉施設からの一般就労への移行

国の基本方針に基づき平成26年度末までの目標を第2期に引き続き継続して3人と設定します。

福祉施設利用者数	79人	平成23年9月末現在の福祉施設利用者数
目標値 一般就労移行者数	3人	平成26年度までに福祉施設を退所し、一般就労する人の数

※福祉施設とは、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)の事業を行う施設をいいます。

目標を達成するための方策

- ・地域自立支援協議会「就労支援部会」を中心に、就労支援に取り組めます。
- ・障害者雇用に対する事業主の理解を深めるとともに、自立訓練、就労移行等の訓練により本人の知識と能力の向上に努めます。

第7章 第3期計画の障害福祉サービスの見込み

第1節 自立支援給付費の見込み

本計画における平成24年度以降のサービス見込量は、第2期計画でのサービスの利用実績を踏まえ、今後のニーズ、事業所の新体系への移行等を勘案し、次のとおり設定します。

1. 訪問系サービス

訪問系サービスについては、居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援のサービスがあります。訪問系サービスは、日常生活上の支援など地域生活を支える重要なサービスであり、地域生活への移行を推進する観点からも、ニーズに応じたサービス量の確保が必要となります。これまでの実績を基礎として、利用者数の伸びや地域生活移行等による新たなサービスの利用者数を推計しています。

単位：時間／月

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計 画		計 画		計 画	
	人	人日	人	人日	人	人日
居宅介護						
重度訪問介護						
同行援護						
行動援護	74	1,366	78	1,430	82	1,494
重度障害者等包括支援						

見込量確保のための方策

- ・サービス提供事業者の確保、特に精神障害者や重度の障害者へのサービスに対応するため、身体障害、知的障害へのサービスを提供している事業者や介護保険事業者へ必要な情報提供を図るなど、事業者との連携に努めます。
- ・サービスを必要とする障害者が適切にサービスを利用できるように、サービスの周知に努めます。
- ・サービス提供事業者に対して、専門的人材の確保や質的向上を図るため、各種研修会の情報提供や参加の促進などを働きかけていきます。

2. 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、生活介護・自立訓練（機能訓練・生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）・療養介護・短期入所があります。日中活動系サービスは障害のある人の自立と社会参加を図るため、利用者のニーズ状況に応じ適切に対応することが必要となります。

これまでの実績を基礎として、利用者数の伸び、地域生活移行や特別支援学校の卒業生等による新たなサービス利用者数を見込んで算出しています。

単位：人日/月

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計 画		計 画		計 画	
	人	人日	人	人日	人	人日
生活介護	52	1,196	54	1,242	56	1,288
自立訓練(機能訓練)	1	23	1	23	1	23
自立訓練(生活訓練)	3	69	3	69	3	69
就労移行支援	14	322	16	368	18	414
就労継続支援(A型)	9	207	9	207	9	207
就労継続支援(B型)	44	1,012	46	1,058	48	1,104
療養介護	5	5	5	5	5	5
短期入所	6	42	6	42	6	42

見込量確保のための方策

- ・現在のサービス利用状況に加え、平成24年度から全ての施設が新体系施設へ移行することから、それらも踏まえ、利用者数を見込んでいます。
- ・サービスの提供体制について、サービス提供事業者や利用者への必要な情報提供を図ります。
- ・サービス需要の把握に努め、サービス利用を希望する障害者がこれら日中活動系サービス等の提供を受けることができるよう努めます。
- ・就労支援関係のサービスが有効に実施されるように、サービス提供事業者や雇用関係機関との連携を強化し、就労支援体制の整備を進めます。

3. 居住系サービス

居住系サービスには、共同生活援助・共同生活介護・施設入所支援があります。福祉施設や入院から地域生活への移行を促進していくためには、グループホーム・ケアホームなどの居住基盤の確保が必要となります。

これまでの実績を基礎として、利用者数の伸びや事業者の移行計画を反映して見込んでいます。

単位：人/月

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	計 画	計 画	計 画
共同生活援助 共同生活介護	20	22	24
施設入所支援	34	33	32

見込量確保のための方策

- ・地域の受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者や施設に入所中の人の地域生活移行を進めていくことが求められていることから、制度の趣旨や新規サービスの内容などに関する情報を提供し、サービス事業所の参入促進に努め、グループホーム等の整備に努めます。

- ・空き物件情報や転用可能な公営施設について、開設意向のある事業所に対して情報提供を行います。
- ・今後の地域移行の状況を把握し、広域で調整しながら、適切な居住基盤の確保に努めます。
- ・施設入所支援については、サービス提供事業者と連携を取りながら、障害程度区分等を適切に判定し、真にサービスを必要とする人が利用できるよう努めます。

4. 相談支援

今回の整備法で、平成24年4月から相談支援体制の充実等が図られることになりました。平成26年度までに障害福祉サービスを利用するすべての障害児者を対象に「計画相談支援」を行いサービス等利用計画の作成を指定特定相談支援事業者にしていただくこととなります。

また、地域移行・定着のための支援として、施設や病院に長期入所等していた者が地域での生活に移行するための「地域移行支援」や居宅で一人暮らししている者について、夜間等も含む緊急時における連絡、相談等のサポートを行うための「地域定着支援」を県が指定する一般相談支援事業者に相談をするというものであります。

サービス内容

区 分	内 容
計画相談支援	障害者等の心身の状況や環境、障害福祉サービスや地域相談支援の利用の意向等を勘案して、支給決定及び支給決定の変更前にサービス等利用計画案を作成するとともに、支給決定後の一定期間ごとにサービス等利用状況を検証し計画の見直しを行うなど、継続的に支援を行います。
地域移行支援	入所施設や精神科病院に長期に入所等している障害者が、地域へ移行できるよう住居の確保その他の地域で生活をしていくための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている障害者等の常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に対し、相談支援等を行います。

算定の考え方

- ・「計画相談支援」については、これまでの障害福祉サービスの年間支給決定件数の推移や障害程度区分認定調査等の件数を見込み、3年間で全ての障害福祉サービス利用者に対し、計画相談支援が行えるよう見込みました。
- ・「地域移行支援」については、障害者相談支援専門員等と協議をし、施設入所支援利用者及び入院中の精神に障害のある方の入所者数等を勘案して地域生活への移行者の件数を見込みました。
- ・「地域定着支援」についても、障害者相談支援専門員等と協議をし、見守りを必要とする居宅で一人暮らしをしている障害者やグループホーム・ケアホームを利用している障害者が自宅等へ戻り地域定着支援を必要とすると推計して、利用者数を見込みました。

単位：人／月

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	計 画	計 画	計 画
計画相談支援	100	170	200
地域移行支援	3	3	3
地域定着支援	5	5	5

見込量確保のための方策

- ・「計画相談支援」については、相談支援事業所において、在宅障害者の実態や家族構成・状況等を的確に把握し、居宅介護サービス等に関するサービス等利用計画を作成することにより、多様化、個別化する障害者等のニーズに的確に対応していきます。
- ・「地域移行支援」については、施設入所者等の地域への移行を促進するため、関係機関等で協議を行いながら、社会福祉法人等に対し、グループホーム・ケアホームの整備を促進していきます。
また、精神科病院のケースワーカー、相談支援事業所との連携を強化し、円滑に退院促進が図られるよう地域移行支援を進めていきます。
- ・「地域定着支援」については、安心して居宅で生活ができるよう相談支援事業所と連携を図りながら、的確な障害福祉サービス等の提供も含め、相談支援を行っていきます。

第 2 節 地域生活支援事業の見込み

障害のある人が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて市町村において柔軟に実施する事業として、地域生活支援事業を実施しています。

地域生活支援事業は、5つの必須事業とその他の任意事業があり、本市では以下の事業を実施します。

- 必須事業
- ・相談支援事業
 - ・コミュニケーション支援事業
 - ・日常生活用具給付事業
 - ・移動支援事業
 - ・地域活動支援センター事業

- 任意事業
- ・更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業
 - ・身体障害者自動車操作訓練事業
 - ・身体障害者自動車改造助成事業
 - ・日中一時支援事業

1. 必須事業

(1) 相談支援事業

相談支援事業は、障害者等、障害児の保護者又は 障害者等の介護を行う者などからの相

談に応じ、必要な情報の提供および助言その他の障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止及びその発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができることを目的とし実施します。

また、障害者自立支援法の地域自立支援協議会を有田圏域で設置するとともに、専門的な内容を協議するための各専門部会を設置し、協議しています。

単位：箇所

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	計 画	計 画	計 画
障害者相談支援事業	2	2	2
地域自立支援協議会	1	1	1

見込量確保のための方策

- ・委託相談支援事業所との連携を強化して事業を実施します。
- ・地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して中核的な役割を果たす「地域自立支援協議会」を活用し、困難事例への対応のあり方等を協議、調整します。

(2)コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能等の障害のためコミュニケーションを図ることに支障がある障害者等に手話通訳または要約筆記等の方法により、聴覚障害者等とその他の者とのコミュニケーションを図る手話通訳者等の派遣を行い、コミュニケーションの円滑化を図ることを目的に実施します。

単位：人

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	計 画	計 画	計 画
手話通訳者・要約筆記者の派遣	4	4	5

見込量確保のための方策

- ・利用対象者の様々なニーズに的確に応えられるよう、手話通訳者・要約筆記者の委託先団体の確保並びに質の向上に取り組めます。
- ・聴覚障害者情報センター等と連携してサービス水準が低下しないように利用者のニーズ把握に努めます。

(3)日常生活用具給付事業

日常生活用具給付事業は、障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、障害者等の福祉の増進に資することを目的とし実施します。

単位:件数

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	計 画	計 画	計 画
介護訓練支援用具	3	3	3
自立生活支援用具	15	15	15
在宅療養等支援用具	10	13	15
情報・意思疎通支援用具	20	20	20
排泄管理支援用具	500	510	520
住宅改修費	3	3	3

見込量確保のための方策

- ・利用者の特性に合った適切な日常生活用具を給付します。
- ・利用の促進を図る観点から、日常生活用具に関する情報提供を行います。

(4)移動支援事業

移動支援事業は、屋外での移動が困難な障害者等に外出するための支援を行うことにより、社会生活に必要な移動や外出を容易にし、地域での自立生活および社会参加の促進を図り、地域福祉の増進を図ることを目的とし実施します。

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	計 画	計 画	計 画
人 数	40	45	50
時 間	2, 400	2, 700	3, 000

見込量確保のための方策

- ・社会参加や自己実現を支える重要なサービスとして、引き続き支援を継続していきます。
- ・移動支援事業の情報提供の充実やサービスの提供を行う事業所を確保するなど、より利用しやすい制度としていきます。

(5)地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業は、障害者等が通所して、創作的活動又は生産活動、社会との交流の促進等を行うことにより、障害者等の地域生活の促進を図ることを目的とし実施します。

単位:箇所・人

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	計 画	計 画	計 画
事業所数	1	1	1
利用者数	2	2	2

見込量確保のための方策

- ・サービスの内容の質の向上に努めるとともに、サービスについての情報を提供し、利用促進を図ります。

2. 任意事業

本市では、障害のある人(子ども)の日中における活動の場を確保し、その家族の就労支援や一時的な休息を目的とする「日中一時支援事業」や社会参加を促進させる「身体障害者自動車操作訓練事業」、「身体障害者自動車改造助成事業」を今後も実施していきます。

(1) 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業

更生訓練費給付事業は、法に基づく就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者及び身体障害者更生援護施設に入所し、又は通所している者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的とし実施します。

また、施設入所者就職支度金給付事業は、障害者支援施設等に入所若しくは通所している者が訓練を終了し、または就労移行支援事業若しくは就労継続支援事業を利用し、就職等により自立する者に対し就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的とし実施します。

単位：人

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	計 画	計 画	計 画
更生訓練費給付事業	2	2	2
施設入所者就職支度金給付事業	1	1	1

見込量確保のための方策

・給付対象者の正確な把握に努めるとともに、訓練費の支給等により安定的な更生訓練を行えるよう支援を行っていきます。

(3) 身体障害者自動車操作訓練事業・身体障害者自動車改造助成事業

身体障害者自動車操作訓練事業は、身体障害者手帳の交付を受けている者に対して、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、日常生活の利便及び生活圏の拡大を図り、福祉の増進に資することを目的とし実施します。

また、身体障害者自動車改造助成事業は、身体障害者手帳の交付を受けている者が就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車の改造に要する経費を助成することにより、身体障害者の社会参加の促進を図り、その福祉の増進に資することを目的とし実施します。

単位：人

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	計 画	計 画	計 画
身体障害者自動車操作訓練事業	2	2	2
身体障害者自動車改造助成事業	1	1	1

見込量確保のための方策

・事業内容を検討しつつ、障害のある人の社会参加を促進する観点から事業を実施します。

・広報等を利用し、制度の周知を行うとともに、給付対象者の正確な把握に努めます。

(5) 日中一時支援事業利用状況

日中一時支援事業は、障害者等に日中における活動の場所を提供することにより、障害者等及びその家族の福祉の増進に資することを目的とし実施します。

単位：人

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	計 画	計 画	計 画
日中一時支援事業	35	40	45

見込量確保のための方策

・サービス内容やサービス提供事業所に関する情報を周知するとともに、適正な支給、サービスの質の向上に努めていきます。

第8章 サービス利用体制の充実

第1節 制度・サービスに関する情報提供の充実

障害者自立支援法等に伴う制度の周知や法改正による新たな障害福祉サービスなど、広報等の刊行物やホームページなどを活用して、情報提供の充実に努めます。

第2節 障害者等に対する虐待の防止

障害者団体をはじめとした関係団体・機関の連携を強化するとともに、地域自立支援協議会の場を活かして、障害者に対する虐待を防止し、早期発見と迅速な対応、再発を防ぐ体制づくりを推進します。

また、「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」が平成24年10月から施行されます。これによる体制整備についても、市関係部局、県との連携を図りながら、自立支援協議会等において検討を行い、地域における効果的な連携協力体制を構築していかねばなりません。

第3節 事業者の参入促進

障害福祉サービス提供事業所との連携を図りながら、利用者のニーズに対応できるように、事業者に対して情報提供等を行うとともに、基盤整備の促進を図ります。

第4節 人材の育成と資質の向上

障害福祉サービスや相談支援が円滑に実施されるように、県と連携して、障害程度区分認定調査員や相談支援事業従事者等、サービス提供にかかわる人材の育成と資質の向上に努めます。

第5節 地域資源の有効活用

障害者関係団体やボランティア団体、NPO法人、民間企業等に対して自主的・積極的な活動を促進するとともに、協力体制を築き、障害者を地域で支える体制づくりを推進します。

第9章 地域における生活支援の充実

第1節 障害や障害者に対する理解の促進

障害者自立支援法では、地域生活への移行と一般就労に比重がおかれていますが、これらを進めていくうえでは、地域や職場における障害や障害者への理解が非常に重要な課題となっています。

今後も地域や職場において障害や障害者への理解が深まるよう、関係機関や関係団体との連携を強化し、地域社会や企業などに働きかけていきます。

第2節 制度及びサービス内容の周知と普及

近年、障害者施策をはじめ、福祉関係の諸制度の改正が多く、利用者が改正内容を把握しきれない状況にあります。今後、利用者の意思でサービスを選択し、利用していくためには制度や新規サービスの内容理解を深めていくことが必要となっています。

そのため、広報や市ホームページなどを活用するとともに、障害者の方へはもちろんのこと、各種団体や地域の民生児童委員、自治会の方々に対しても制度やサービスの内容等の周知に努めていかなければなりません。

第3節 利用者の意思を尊重した適切なサービスの提供

1. 訪問系サービスの充実

障害者が地域で生活していくには、必要なサービスを身近な地域で受けられることが大切です。特に、精神障害においては今後も手帳所持者数の大幅な増加が予測されることや、退院促進を図るといったことから、居宅生活を支援していくために居宅サービスなどの基盤整備を進めることは重要です。

そのため、今後もさまざまな需要に対応し、地域での生活を支えていくための居宅介護や重度訪問介護、同行援護など、訪問系サービスを充実するためにも適切なサービス提供が図られるよう努めていきます。

2. 日中活動系サービスの充実

障害者自立支援法の施行に伴い、障害の状況や年齢などに応じて地域での生活を支援していけるよう、生活介護をはじめ、自立訓練、療養介護、短期入所サービス、さらには地域活動支援センターなどの日中活動の場を確保し、それぞれの状況に応じて自らが選択できるよう、サービスの充実が図られるよう努めていきます。

3. サービスの質的向上

今後、サービス量の充実だけでなく、質の向上も求められています。そのためにも施設や事業者がネットワークを構築し、情報の共有などが図られるよう努めていきます。また、研修などのさまざまな機会を通じて、障害特性への理解を深めていくなど、資質の向上が図られるよう努めていきます。

第4節 就労に向けた支援の充実

1. 障害者雇用を促進するための体制整備

障害者雇用の促進のためには、事業主の理解による職場開拓や就労しやすい環境づくりが求められています。今後、障害者の雇用促進を図るために、ハローワーク、就業・生活支援センター、支援学校、企業、施設などのネットワークを構築し、福祉施策とトライアル雇用やジョブコーチ等の雇用施策の効果的な連携を図るとともに、情報を共有しながら、障害者雇用を促進する体制の整備を進めていきます。

2. 障害者雇用促進に向けた啓発活動

障害者雇用を促進するためには、体制を整備するだけでなく、民間企業や事業主に対して働きやすい環境づくりに向けた啓発を行っていくことが大切です。

そのため、今後もハローワークなどと連携しながら、民間企業や事業主に対して助成制度などの障害者の雇用に関する情報を提供し、職域の拡大や障害のある人が働きやすい環境づくりに努めていきます。

3. 障害者雇用促進に向けた支援プログラムの提供

施設においては、就労しようという意欲や能力のある人を後押しし、就労へと結びつけていくことが今後も必要であります。そのため、一人ひとりのニーズや個々の障害特性に留意しながら、一般就労へ移行できるよう、積極的な支援が図られるよう働きかけていきます。また、就労のきっかけづくりとしてトライアル雇用の実施に努めていきます。

4. 福祉的就労に関するサービスの充実

支援学校の卒業者の大半が福祉的就労に就いているという現状から、今後も一般就労だけでなく、福祉的就労への支援にも努めていく必要があります。

そのため、一般就労は困難であるが、就労を希望する障害者がそれぞれの状況に応じて働き、収入と生きがいを得られるよう、就労継続支援事業などを通じて、働く場とする福祉的就労への支援を行うとともに充実を図っていきます。

第10章 障害福祉計画の推進体制

第1節 総合的な取り組みの推進

計画を着実に進めていくために、市の関係部局をはじめ、県や関係機関などを通じて、計画の進捗状況の確認及び推進方法などに対する意見を求めながら、総合的な取り組みに努めていきます。

第2節 地域における各種関係団体、民間企業等の連携

障害者の地域移行や就労支援などを進めるためには、市、市民、各種関係機関、団体や民間企業の協力が必要不可欠であるため、地域で連携しながら計画の推進を図ります。

第3節 圏域での取り組み

必要とされるサービスの提供は、できるだけ身近な地域で利用できるようになることが理想ですが、サービス提供事業者の状況や、住民の日常生活の広域化などから、他市町にあるサービス提供事業所の利用が行われる場合があります。特に、有田圏域では、抱えている課題や住民の日常生活範囲などの状況が近いこともあり、有田圏域内での連携と効率的な運営を図ることが望ましいといえます。

今回の第3期障害福祉計画策定にあたり、有田圏域自立支援協議会で、圏域全体を視野に入れた障害福祉サービスの将来見通し、及び、必要なサービスの確保に向けた取り組みについて協議を行い、有田圏域として取り組んでいくことを確認しました。

第4節 国・県との連携

計画を推進するにあたっては、今後の制度の改正なども重要となるため、国・県と連携しながら、制度の改正などの変化をふまえて施策を展開していきます。

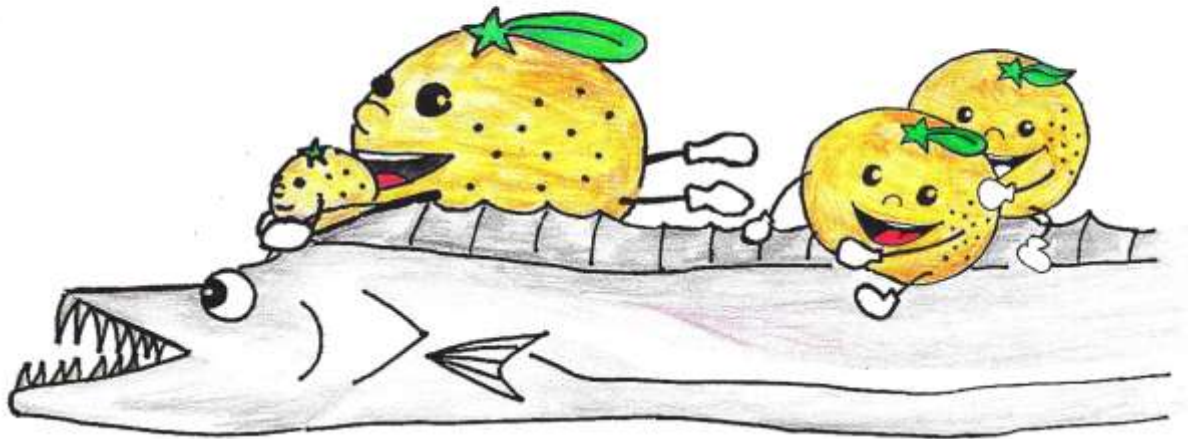
また、障害福祉サービスにかかわる人材の養成などについては県と連携しながら、推進していきます。

一方、制度を施行していく中で、問題点などが生じた場合は、その都度、県を通じて、国へ意見するとともに改善を要望していきます。

第5節 計画の管理

計画策定後は、毎年度事業の実施状況の確認等を行い、その結果に基づいて必要な対策を行うなど、計画を着実に推進します。

また、有田圏域自立支援協議会と連携し、地域の実情や課題等の把握に努めるとともに、本計画の達成状況等を点検・評価しながら、関係機関で数値目標を共有化し、連携して目標の達成が図られるよう取り組むなど、効果的な推進に努めていきます。



第3期 有田市障害福祉計画

平成24年度～平成26年度

発行：有田市役所 市民福祉部 福祉課

〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地

TEL：(0737) 83-1111 (代)

FAX：(0737) 83-6205

Eメール：fukusi@city.arida.lg.jp

発行年月：平成24年 3月
